

今年も雪がやってくる！

道路の除排雪にご協力をお願いします。

今年もすぐそこまで冬将軍がやってきました。

町では、早朝の除雪を概ね10cm以上の積雪を目安にしています。除雪完了は午前7時を目標にしていますが、状況により作業が長引く場合もあります。町民皆様のご理解をお願いします。

雪堆積場（雪捨場）は町内2カ所

- ◆当別中学校入口から太美方面へ100mの地点、当別川河川敷地。
- ◆ピトエの石狩川河川敷地。

利用時間 8時～17時

雪堆積場ご利用の注意

- ◆前年の太美雪堆積場が、ピトエに変わりました。場所は右図のとおりですので、お間違えのないようにお願いします。
- ◆搬入時には付近住民の迷惑とならないように時間を守り、徐行運転を行ってください。
- ◆雪には絶対にゴミを混入しないでください。



スムーズな除雪作業を行うためのお願い

間口の雪処理は各家庭で

除雪時には60台以上の除雪機械が出勤し、できるだけ短時間で300キロメートルの道路確保に努めます。玄関先に置かれた雪に大変苦労されていることと思いますが、各家庭での処理をお願いします。

塀や樹木に目印を

ご家庭の庭先にある低い樹木や塀は目印がないために、除雪や排雪時に傷を付けてしまう場合があります。目印になる「ポール」や「赤い布」などを表示してください。

また道路際の置物や壊れやすい物は、安全な場所に移動するようお願いいたします。

道路への雪出しはやめましょう

車道や歩道に雪を捨てると、道路が狭くなるばかりでなく、路面に凹凸や車のわだちができて交通事故の原因になる場合があります。

雪は、各家庭の敷地内で処理するか、指定の「雪堆積場」に運んでください。

歩道の除雪にご協力を

歩道は幅も狭く電柱などの障害物

も多くあり除雪車が入りにくいいため全て除雪することは困難です。是非、地域の方々で自主的に除雪していただくようお願いいたします。

ゴミ出しに気を配るを

ゴミステーションへのゴミ出しは道路の除雪後をお願いします。除雪の前にゴミがあると、ゴミを寄せたり片付けたりしながらの作業となり迅速な除雪ができなくなります。ゴミが雪に隠れてしまうと、排雪時にロータリー除雪車の故障の原因にもなります。

川を守りましょう

川への投雪は、春先の融雪期に増水の恐れがあり大変危険です。私たちの生活に欠かせない川には、ゴミや雪を捨てないようみんなで川を大切にしましょう。

迷惑駐車はやめましょう

夜間（早朝）の路上駐車はみんなの迷惑です。特に道路幅の狭い場所では、たった1台の車両のために除雪車が立ち往生し除排雪ができなくなります。迷惑駐車は絶対にやめましょう。



予 防 接 種

インフルエンザ予防接種を受けましょう

対象 65歳以上の方。

60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器に重い障害（身体障害者手帳1級程度）のある方。

接種方法 平成17年1月31日（月）まで接種できますができるだけ年内に接種してください。町内の医療機関に事前予約し、診察後、接種可能と判断された場合に、皮下注射を1回実施します。

持ち物 町発行の健康手帳と接種料金1,000円（生活保護受給世帯の方は料金が免除になりますので、「生活保護決定通知書」をお持ちください。）

町外の医療機関での接種を希望の方はお問い合わせください。

問合せ 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎23-2346）

高 齢 者

こんなときは届け出を老人保健法医療受給対象者

老人保健法などの対象になる方が、次の表の要件に該当するときは、必ず届け出をお願いします。

老人保健法受給者～老人保健法が適用される昭和7年9月30日以前に生まれた方または、65歳以上75歳

未満で障害認定を受けている方。

町老（マル老）受給者～当別町の「老人医療費助成制度」が適用される68歳と69歳の住民税非課税世帯の方。

道老受給者～道の「老人医療費助成制度」が適用される65歳から69歳の方。

詳細 福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎23-3019）

該 当 要 件	持 参 する 物	届 出
健康保険未加入者が健康保険に加入したとき 他市町村から転入したとき 健康保険が変わったとき 健康保険の被保険者等が変わったとき	健康保険証など	14日以内
氏名を変更したとき 同じ市町村内で住所を変更したとき 死亡したとき（死亡の届出義務者）	医療受給者証（健康手帳）など	
国保加入者が入院のため、他市町村の病院等に住所を変更したとき（居住地特例） 居住地特例に該当しなくなったとき	医療受給者証（健康手帳）・健康保険証など	すみやかに
健康保険加入者でなくなったとき 他市町村に転出するとき 障害の状態に該当しなくなったとき	医療受給者証（健康手帳）など	

医療機関の受診時には、必ず健康保険証と医療受給者証を提示願います。

町の計画づくりを傍聴しませんか

町では、安心して子供を生み育て、町民全てが心身ともに健やかな生活を送るために、2つの計画づくりに各委員会が取り組んでいます。委員会は、公開していますので傍聴することができます。



当別町子育て行動計画

- ▼日時 11月11日（木）19時～（2時間程度）
- 場所 ゆとろ（西町）
- 議題 基本理念と基本目標の検討
- 詳細 福祉部子育て担当（☎23-3024）

当別町健康づくり計画

- ▼日時 11月22日（月）18時～（2時間程度）
- 場所 ゆとろ（西町）
- 議題 運動・身体活動について
- 詳細 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎23-2346）

年齢を問わず相談できます

北海道高齢者総合相談センターでは、本人や家族の悩みなど生活全般にわたる一般相談と医療・法律・年金・福祉用具と住まいの4分野に関する専門相談を行っています。

相談方法は、電話、来所、手紙、FAXなどでお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

開設日 月～金曜と第1・第3土曜（祝日と年末年始を除く）

開設時間 9時～17時（専門相談は事前予約が必要）

相談先 同相談センター（札幌市中央区北2条西7丁目「かでの2・7」内・☎011-251-2525/FAX011-251-6156/

E-mail : soudanka@dochoju.or.jp）

献血にご協力を

11月24日(水)

- ◆16歳から69歳までの健康な方。
- ◆65歳以上の方は、献血を経験（60～64歳）している方。

- ◆土木現業所当別出張所（栄町） 9時30分～10時30分
- ◆役場（白樺町） 11時～13時
- ◆北海道医療大学（金沢） 14時～16時